資料１

第３期池田市一般廃棄物処理基本計画
中間報告書
（案）

池田市

令和８年８月１２日

― 目　次 ―

はじめに……1

１　計画の概要……2
(1) 計画の基本フレーム……2
(2) 適用範囲……2
(3) 計画の期間……3
(4) ごみの減量化及び再資源化の目標の設定……3

２　基礎情報……4
(1) 市勢概要……4
(2) 人口推移……5
(3) 収集運搬の概要……6
(4) 施設……9
(5) 清掃関係車両保有台数……11

３　基本方針に基づく施策の取組状況……12

４　ごみ排出量の推移……13

５　現状の評価と課題について……15
(1) 数値的目標に対する評価について……15
(2) 数値的目標に関連する課題について……15
(3) その他の課題について……16

はじめに

一般廃棄物処理基本計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、第６条において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない。」と規定している。

池田市（以下、「本市」という。）では、平成 10 年 3 月に「池田市ごみ処理基本計画」を、平成 22 年 3 月に「池田市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、本市における一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきた。一方、国ではパリ協定の締結に基づく温室効果ガスのさらなる削減目標の設定など、近年における地球温暖化防止及び気候変動抑制に関する対策が緊急の課題となっており、廃棄物に関しても海洋プラスチック問題が顕在化するなど、３Ｒの推進による環境負荷低減により一層積極的に取り組むことが求められている。本市においては、これらの状況を勘案して家庭ごみの指定袋制度導入や分別収集品目の拡充、市民向け環境学習の推進等により、一般廃棄物の適正処理及び減量化を進めてきたところ。

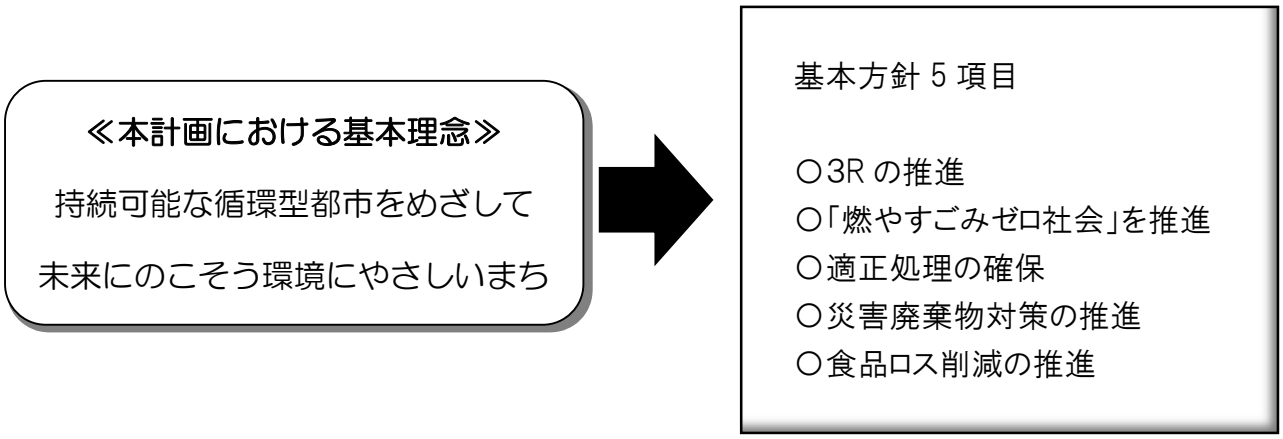
しかしながら、限りある資源を有効利用し、持続可能な社会を実現するためには、社会経済活動自体を循環型のシステムに変えていく必要がある。本市のごみ処理行政においてもリサイクル率の低迷などが見られるため、一般廃棄物の減量化・再資源化に関する施策の推進に伴う市民意識を踏まえた上での更なる対策の検討が急務である。

これらの状況を勘案して、計画期間及びごみ減量化の目標数値等の見直しを含め、一般廃棄物処理基本計画の改定と災害廃棄物処理及び食品ロス削減推進に係る基本方針の策定を一体として策定している。

1　計画の概要

(1) 計画の基本フレーム

図 1　基本理念と基本方針

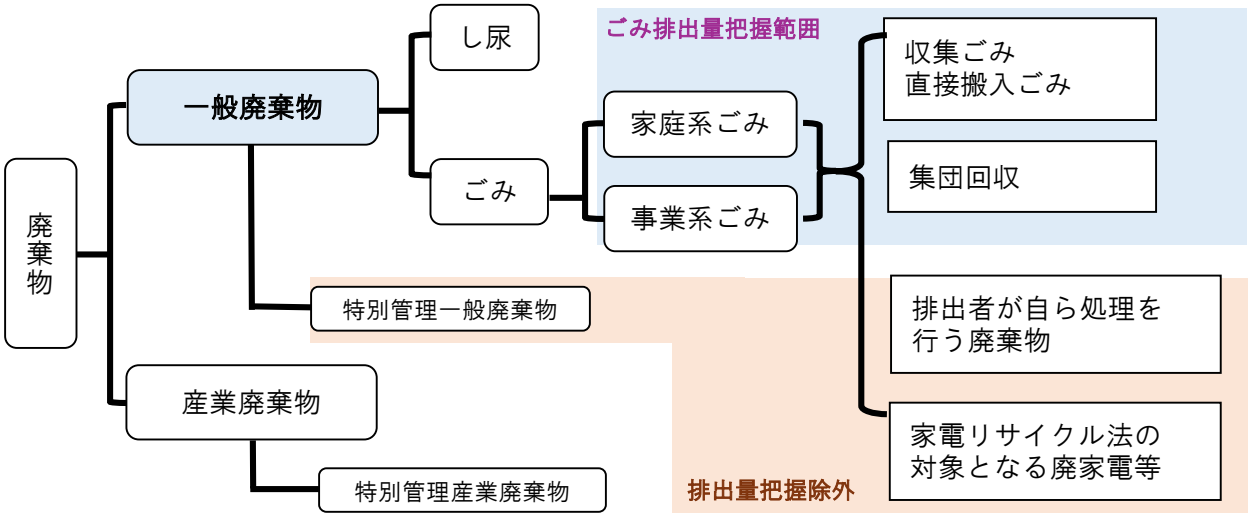


(2) 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本市で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）とする。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「家電リサイクル法」等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外する。特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、前述の廃棄物と同様に、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

図 2　ごみ排出量把握適用範囲



(3) 計画の期間

平成 20 年 6 月に環境省より公表された「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年度については原則として計画策定時より 10～15 年程度とされている。本計画では他計画との整合性を考慮して、令和 3 年度を初年度とし 15 年目に当たる令和 17 年度を計画目標年度としている。なお、計画の進捗管理を行う上でも計画策定期間の中間年度に当たる令和 7 年度及び令和 12 年度を中間目標年度としている。

数値に関する基準年度としては、計画策定時の最新の実績であった令和元年度を設定している。

表 1　計画のスケジュール

年度	計画期間	設定年度	備考
令和元年度	―	基準年度	減量化等の数値評価を行う基準とする年度
令和２年度	―	計画策定年	計画を策定した年度
令和３年度	１年目	計画期間初年度	計画開始年度
令和７年度	５年目	中間目標年度	進捗確認を行う年度
令和 12 年度	10 年目	中間目標年度	進捗確認を行う年度
令和 17 年度	15 年目	長期目標年度	計画目標年度

(4) ごみの減量化及び再資源化の目標の設定

①目標年度

減量化・再資源化の目標年度
目標年次：令和 17 年度　　基準年度：令和元年度

②ごみの減量化に関する目標

家庭系及び事業系ごみの総排出量削減 ： 14%削減（30,683→26,387t/年）
家庭系収集ごみ排出原単位の削減 ： 5.8%削減（506→477g/人・日）

③ごみの再資源化に関する目標

リサイクル率 16%（集団回収を含む）以上 （11.7→16%）

2 基礎情報

(1) 市勢概要

本市は、大阪市の都心部から西北へ約 15 キロメートル、大阪府の西北部に位置し、面積は 22.14 ㎢である。

市域の約 3 分の 1 は山地で、市の中央部は五月山が占めている。

図 3　池田市の位置



現在、市域のうち五月山山系以南は、ほとんど市街化されており、農地は北部の細河地区だけになりつつある。中央部の阪急池田駅及び石橋阪大前駅周辺には商業施設が集中している。また、南部には自動車工業及び関連産業が多く立地しており、これら産業の流通を担う国道 171 号、176 号、423 号、中国自動車道、府道中央環状線などの幹線道路が集中し、さらには市の南端に大阪国際空港があり、交通の要衝としての役割を現在も担い続けている。

また、平成 29 年 12 月には、新名神高速道路「箕面とどろみ IC」及び「川西 IC」の供用開始に伴い、細河地区において交通の利便性の向上が見込まれている。

(2) 人口推移

本市における直近 7 年の人口及び世帯数と将来人口の推移を表 2 及び図 4 に示す。

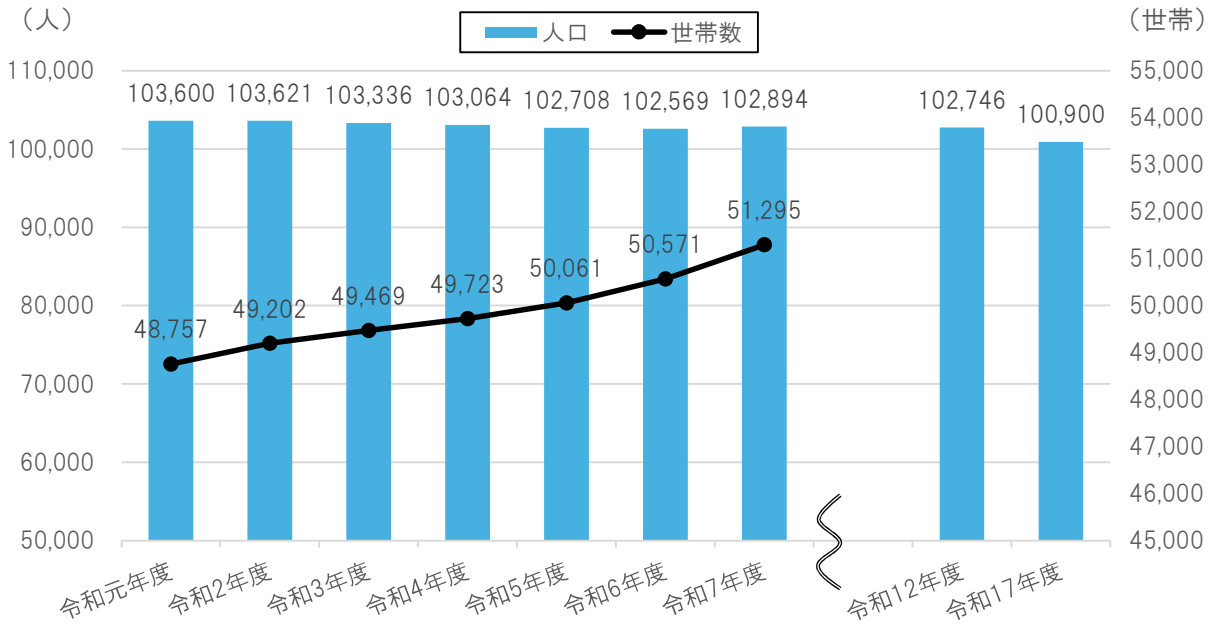
人口は令和 7 年度に増加しているが令和 2 年度から令和 6 年度まで減少傾向にあったため、各種数値の基準年度となる令和元年度と比較した場合は減少している。世帯数の増加と世帯人員の減少に見られるように核家族化が進んでいる。人口急増期の若年層や団塊の世代が高齢期を迎えるため、急激に高齢化が進むと予測される。

表 2　人口・世帯数の推移

年度	人口					世帯	
	総数	男	女	増減数	増減率(%)	世帯数	世帯人員
令和元年度	103,600	49,677	53,923	△ 7	△ 0.01	48,757	2.12
令和 2 年度	103,621	49,610	54,011	21	0.02	49,202	2.11
令和 3 度年	103,336	49,390	53,946	△ 285	△ 0.28	49,469	2.09
令和 4 年度	103,064	49,040	54,024	△ 272	△ 0.26	49,723	2.07
令和 5 年度	102,708	48,801	53,907	△ 356	△ 0.35	50,061	2.05
令和 6 年度	102,569	48,663	53,906	△ 139	△ 0.14	50,571	2.03
令和 7 年度	102,894	48,848	54,046	325	0.32	51,295	2.01
令和 12 年度	102,746	－	－	－	－	－	－
令和 17 年度	100,900	－	－	－	－	－	－

※各年度 3 月末現在、令和 12 年度以降は「池田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 7 年 3 月改定）」より

図 4　人口・世帯数の推移



(3) 収集運搬の概要

本市の計画収集区域は、市全域を対象としている。

収集方法については、家庭系収集ごみと事業系ごみ（会社や商店などの事業所における事業活動により排出される一般廃棄物）で異なっている。

家庭系収集ごみは、直営（一部委託）で 6 分別区分にて戸別収集を行っており、ごみ減量を目的に燃えるごみ、粗大・燃えないごみについては指定袋制を実施している。また、引越・大掃除等の一時的多量に排出される家庭系ごみについては、有料で臨時収集を行っているほか、クリーンセンターへの排出者本人による搬入も有料で受け入れている。

事業系ごみは、平成 11 年度より、市から当該廃棄物に係る収集運搬の許可を得た業者（8 社）による収集又は排出者によるクリーンセンターへの搬入としている。

ごみ処理手数料については、「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年池田市条例第 10 号）」で定めている。

①家庭系収集ごみ

下記表のとおりに一般家庭から排出されるごみを戸別収集する。また、ごみは収集日の当日、午前９時までに排出するよう案内している。

表３　収集運搬体制の概要（令和８年度）

区　　分	実施形態	排出方法	回数	摘　　要
燃えるごみ	一部委託	燃えるごみ用指定袋	週２回	生ごみ、紙くず、プラスチック類(トレイ類以外)、衣類・履物類、落葉・刈草等
空き缶・空きびん	一部委託	ポリバケツ・カゴ等	月２回	空き缶、空きびん、アルミ類、スプレー缶
粗大ごみ・燃えないごみ	委託	粗大ごみ（シール式処理券） 燃えないごみ用指定袋	月１回	電気製品(家電４品目以外)、家具類、陶器、割れガラス、その他(自転車、電池類、蛍光灯等)
紙パック・新聞・本・雑誌・段ボール	直営	ひも縛り	月１回	紙パック、新聞、本・雑誌、段ボール
ペットボトル	直営	ポリバケツ・カゴ等	月２回	飲料用、調味料用、酒類
トレイ類	直営	透明か半透明の袋	月２回	食品トレイ、卵パック、発泡スチロール、弁当容器類や中敷、カップ類等
臨時ごみ	直営	有料（事前予約制）	随 時	1m^{3}につき 3,000 円

収集・処理できないもの	
家電４品目	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫
家庭用パソコン	パソコン本体、ディスプレイ
危険物	ボンベ類、爆発物、劇薬、毒物、発火物、シンナー、ガソリン等
業務用廃（材）品	陳列ケース、事務機類、医療用具、自動販売機、業務用冷蔵庫等
建築廃材	柱板類、建具、タイル、洗面台、ブロック、畳類
その他	車、バイク、農機具、バッテリー・タイヤ等車のパーツ類、ピアノ、仏壇、耐火金庫、消火器、ペンキ類、木の切り株、土砂等

②事業系ごみ

事業系ごみは、市から当該廃棄物に係る収集運搬の許可を得た業者（8 社）による収集又は自己によるクリーンセンターへの搬入とする。

③直接搬入ごみ

排出者による自己搬入については、「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定めたごみ処理手数料で受け入れる。

表 4　現在のごみ処理手数料（一部抜粋）

※平成 24 年 4 月 1 日にごみ処理手数料改正

種類	区分	料金	根拠等
燃えるごみ袋（1 枚につき）	10L 袋	8 円	・設定当時、国では 1 円以上/L でなければ減量効果が見られないとされていたが、市民アンケートの結果、市民のごみ減量意識が高いと判断されたため 0.8 円/L に設定。 ・0.8 円/L は当時の処理経費の約 14%に相当。 ・ごみ袋のサイズ（容量）に応じて比例計算により額を設定。
	20L 袋	16 円	
	30L 袋	24 円	
	40L 袋	32 円	
燃えないごみ袋（1 枚につき）	10L 袋	50 円	・破砕処理などに要する経費を勘案して 5 円/L に設定。 ・5 円/L は当時の処理経費の約 52%に相当。 ・ごみ袋のサイズ（容量）に応じて比例計算により額を設定。
	20L 袋	100 円	
	30L 袋	150 円	
粗大ごみ処理券（1 枚につき）	－	300 円	・破砕処理などに要する経費を勘案して設定。 ・300 円/枚は当時の処理経費の約 42%に相当。
臨時収集	10 kgにつき（1 ㎥につき）	120 円（3,000 円）	・クリーンセンターへの持ち込み手数料から算出。
直接搬入	10kg につき	60 円	・指定袋での排出費用 10kg あたり 53 円と同等以上、かつ近隣市同程度とするため、10kg あたり 60 円に設定。

(4) 施設

①クリーンセンター（ごみ焼却施設）



◇建設概要

所在地　：池田市桃園 2 丁目 3 番 2 号
敷地面積：7,400 ㎡（全体）
着工　　：昭和 56 年 9 月
竣工　　：昭和 58 年 9 月
稼働　　：昭和 58 年 10 月
焼却能力：180t/24h
※H11.7.1　機構改革に伴い施設名変更
（清掃工場→クリーンセンター）
※H11.9～H13.3　ダイオキシン類
削減対策及び基幹整備工事実施
※H28.9～R2.3　基幹的設備改良
工事実施

◇施設概要

工場棟及び管理棟：鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上 4 階
建築面積 1,533 ㎡　延面積 2,891 ㎡（令和元年度増築分含む）
計　量　棟　：鉄筋コンクリート 平屋建
建築面積 49 ㎡　計量機 1 基
倉庫　：鉄骨造　建築面積 46.2 ㎡
洗車設備　：手動洗車方式
ごみピット　：容量 1,600 ㎥
焼却炉　：60t/24h 炉……3 基
型式　：全連続燃焼式焼却炉（日本鋼管フェルント式）
給じん方式　：ピットアンドクレーン式（ごみ供給クレーン式）……2 基
灰出方式　：ピットアンドクレーン式（灰クレーン式）……1 基
通風方式　：平衡通風方式
煙突　：3 脚鉄塔支持型 3 筒身鋼製煙突（高さ 34m）……1 基
ガス冷却方式　：水噴射式……3 基
集じん方式　：ろ過式集じん機（出口含じん量 0.03g/N ㎥以下）……3 基
（ドライベース）
※旧=電気集じん機（出口含じん量 0.05g/N ㎥以下）
余熱利用　：場内給湯･暖房、業務センター給湯
電源　：受電 6,600Ｖ　60Hz
非常用発電機　：AC　440Ｖ　60Hz　100kVA
汚水処理方式　：凝集沈殿並びに濾過による再利用

②クリーンセンター（粗大ごみ・不燃物処理施設）

◇建 設 概 要



所在地　：池田市桃園 2 丁目 3 番 2 号
敷地面積：7,400 ㎡（全体）
着工　　：昭和 63 年 6 月
竣工　　：平成元年 9 月
稼働　　：平成元年 10 月
破砕能力：30t/5h
※H11.7.1　機構改革に伴い施設名変更（清掃工場→クリーンセンター）
※H13.3　せん断機及びその他ガラス選別工程設置

◇施設概要

粗大ごみ･不燃物処理施設棟
　鉄筋コンクリート及び鉄骨造　地下 1 階 地上 2 階
　建築面積 789.95 ㎡　　延面積 1,302.23 ㎡
せん断機棟（平成 12 年度建設）
　軽量鉄骨造平屋建　建築面積 67.93 ㎡
受入供給設備：ホッパ直投及びピットアンドクレーン方式
破砕設備　　：衝撃せん断回転破砕機
粗大ごみ処理系統(2 種選別)
　・磁性物・可燃物の選別－電磁永磁併用吊下げ式磁選機
不燃物処理系統(5 種選別)
　・磁性物の選別－電磁永磁併用吊下げ式磁選機
　・ガラスの選別－手選別（白ガラス、茶ガラス、その他ガラス）
　　※その他ガラスは H13.4 から
　・アルミの選別－手選別
集塵設備　　：サイクロン及びバグフィルタ

(5) 清掃関係車両保有台数

表５　車両一覧

令和８年４月１日現在

課　　名	台数	車　　種	台数	用　　途
業務センター	29台	２ｔパッカー車	13台	ごみ収集用
		２ｔプレス車	4台	
		２ｔダンプ車	2台	
		小型ダンプ車	4台	
		軽ダンプ車	2台	
		２ｔバキューム車	3台	し尿収集用
		キャブオーバー（リース）	1台	防疫消毒用
クリーンセンター	7台	２ｔダンプ車	3台	粗大ごみ、不燃物運搬用
		３ｔダンプ車（リース）	1台	
		軽ダンプ車	1台	
		ホイールローダ（リース）	1台	
		軽乗用車	1台	連絡用
合　　計	３６　台			

3 基本方針に基づく施策の取組状況

表 6　実施施策一覧

基本方針	推進方策	令和 7 年度までの実施施策
３Ｒの推進	排出抑制の推進	・家庭用生ごみ処理機器購入助成金を交付 ・多量排出事業者に対して事業系一般廃棄物減量計画の作成を義務付けし、事業系ごみの減量を推進 ・集団回収を推進するために奨励金を交付 ・ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結し、ペットボトルの水平リサイクルを実施 ・パソコンと小型家電のリサイクルに関する協定を民間事業者と締結し、資源の有効利用を促進 ・不要品のリユースに関する協定を民間事業者と締結し、同社が運営するリユースプラットフォームを用いてリユースを促進 ・庁舎にマイボトル専用給水スポットを設置し、プラスチックごみ削減を推進 ・回収拠点で廃食油を回収しリサイクルを実施
	家庭系収集ごみの収集運搬体制の再検討	・家庭ごみ減量のために指定袋制を実施
	環境教育、普及啓発活動、NPO 等との協働	・池田市立３Ｒ推進センターで３Ｒに関する企画展示や環境講座等を実施
「燃やすごみゼロ社会」を推進	分別・リサイクル品目の拡大	・プラスチック製容器包装の分別収集（トレイ類）対象拡大の検討 ・製品プラスチックのリサイクルの検討
適正処理の確保	設備維持及び 適正処理困難物への対応	・ごみの排出方法の案内を全戸配布したほか市ホームページや市公式 LINE で適切な排出方法や分別について周知 ・廃棄物処理施設の老朽化に伴い広域化を検討
災害廃棄物対策の推進	災害廃棄物処理への対応	・災害廃棄物処理計画を策定 ・他自治体や民間事業者と災害廃棄物処理に係る連携協定を締結
食品ロス削減の推進	食品廃棄物リサイクル等の推進	・池田市立３Ｒ推進センターでフードドライブを実施 ・北摂 7 市 3 町と複数事業者とで食品ロス削減等に関する協定を締結 ・食品ロス削減計画の策定を検討

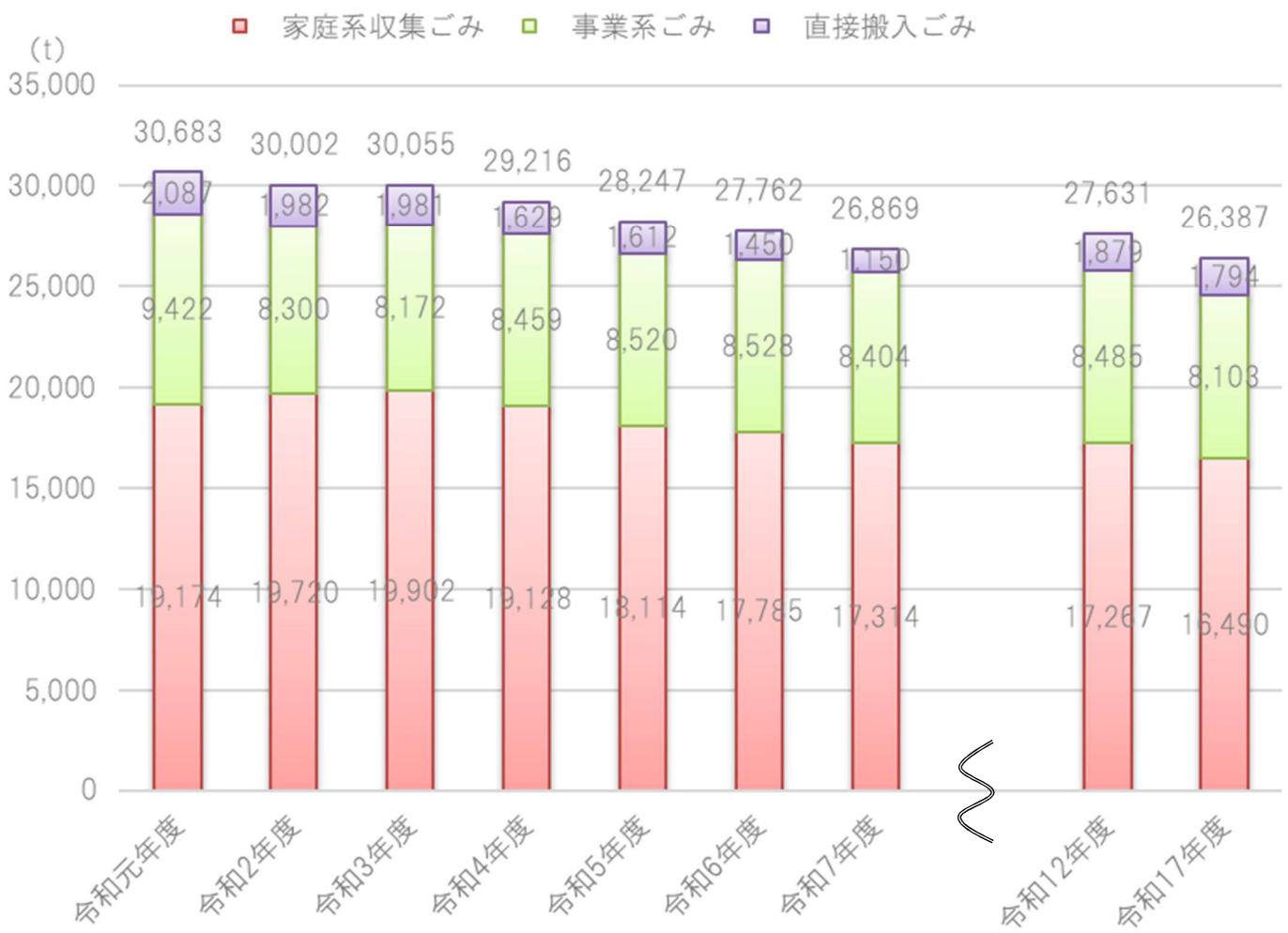
4　ごみ排出量の推移

表 7　ごみ排出量の推移と目標値

単位：t/年

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和元年度増減率	目標年度に対する評価	令和12年度	令和17年度	備考
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025			2030	2035	
		基準年						中間目標年度			中間目標年度	長期目標年度	
総人口	人	103,600	103,621	103,336	103,064	102,708	102,569	102,894	−0.7%		97,405	94,533	
ごみ排出量(合計)　…A	t/年	32,014	31,206	31,182	30,320	29,254	28,668	27,724	−13.4%		29,151	27,984	
家庭系及び事業系ごみの総排出量	t/年	30,683	30,002	30,055	29,216	28,247	27,762	26,869	−12.4%	順調に推移	27,631	26,387	目標:14%削減
家庭系収集ごみ	t/年	19,174	19,720	19,902	19,128	18,114	17,785	17,314	−9.7%		17,267	16,490	
事業系ごみ	t/年	9,422	8,300	8,172	8,459	8,520	8,528	8,404	−10.8%		8,485	8,103	
直接搬入ごみ	t/年	2,087	1,982	1,981	1,629	1,612	1,450	1,150	−44.9%		1,879	1,794	
集団回収	t/年	1,331	1,204	1,127	1,104	1,008	906	855	−35.7%		1,519	1,597	
排出原単位(総排出量)	g/人・日	844.3	825.1	826.7	806.0	778.2	765.8	738.2	−12.6%		820	808.8	
家庭系収集ごみ	g/人・日	506	521	528	508	482	475	461	−8.8%	目標達成	486	477	目標：5.8%削減
事業系ごみ	g/人・日	248.5	219.5	216.7	224.9	226.7	227.8	223.8	−9.9%		238.7	234.2	
直接搬入ごみ	g/人・日	55.0	52.4	52.5	43.3	42.9	38.7	30.6	−44.3%		52.9	51.9	
集団回収	g/人・日	35.2	31.8	29.9	29.3	26.8	24.2	22.8	−35.3%		42.7	46.2	
中間処理後資源回収量　…B	t/年	2,406	2,655	2,732	2,748	2,740	2,790	2,575	7.0%		2,737	2,887	
集団回収量　…C	t/年	1,331	1,204	1,127	1,104	1,008	906	855	−35.7%		1,514	1,597	
総再資源化量(B+C)　…D	t /年	3,737	3,859	3,859	3,852	3,748	3,696	3,430	−8.2%		4,251	4,484	
リサイクル率(D/A)	%	11.7	12.4	12.4	12.7	12.8	12.9	12.4		停滞	14.6	16.0	目標：16%以上

図５　ごみ排出量の推移と目標値



5 現状の評価と課題について

(1) 数値的目標に対する評価について

①家庭系及び事業系ごみの総排出量削減

令和 17 年度に令和元年度比 14%削減（30,683→26,387t/年）

本市では平成 18 年度の指定袋制の導入により、家庭系ごみにおいて大幅な削減効果が認められた。その後も若干ではあるが、減少傾向となっている。

事業系ごみについては、令和 2,3 年度に大きく減少し、以後横ばいである。これらを合わせた総排出量としては令和 7 年度が 26,869t であり、近年減少傾向となっている。

今後の人口減少に伴い、ごみ排出量も減少していくと考えられるため、目標に対して順調に推移している。

②家庭系収集ごみ排出原単位（1 人 1 日あたりごみ排出量）の削減

令和 17 年度に令和元年度比 5.8%削減（506→477g/人・日）

全国平均値と大阪府の最新値である令和 5 年度の家庭系収集ごみ排出原単位が全国平均値 592ｇ/人･日、大阪府平均値 511g/人･日に対して、同年の本市は 482ｇ/人･日と全国平均値と大阪府の数値を下回っている。令和 7 年度は 461g/人･日と更に減少しており、目標数値を達成している。

③リサイクル率

令和 17 年度にリサイクル率 16%以上

全国平均値と大阪府の最新値である令和 5 年度のリサイクル率が全国平均値 19.5%、大阪府の 12.6%に対して、同年の本市のリサイクル率は 12.8%となっており、大阪府よりは高いが全国平均値と比べると低く留まっている。

令和 7 年度は 12.4%となっており、近年の推移としても停滞が見られる。

(2) 数値的目標に関連する課題について

①家庭系及び事業系ごみの総排出量削減、②家庭系収集ごみ排出原単位の削減

ア．ごみ処理手数料の見直しについて

「池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定めるごみ処理手数料（指定ごみ袋、粗大ごみ処理券、臨時収集、直接搬入）は、平成 24 年度の料金改定を最後に現在まで同額での設定となっている。

当時と比較すると物価や人件費等が高騰したことでごみ処理経費も高騰しており、現状のごみ排出量やごみ処理費用の推移、施設の老朽化、他市状況などを勘案し、実態に則した見直しを行う必要がある。

イ．食品ロス削減の推進

食品ロスを削減することで、処理経費削減や環境負荷の低減だけでなく家計負担の軽減等も図られるため、食品ロス削減推進計画の策定や各種施策の推進について、他市事例等を参考に検討する必要がある。

③リサイクル率

ア．分別品目の拡大について

近年本市のリサイクル率が停滞しており、資源物の回収量を増加させる必要がある。適切な分別の周知や既存の分別項目のさらなる拡大・追加の検討が必要である。しかしながら、収集に係る人員、車両、コスト、中間処理施設内の一時保管場所が限られる等、複合的な課題がある。

イ．資源物の持ち去りについて

各家庭から排出された紙類及び金属類等資源物の持ち去り行為への指摘がある。これによる資源物の減少及びリサイクル率の低下が考えられるため、地域における集団回収の実施を促していく等の必要がある。

①家庭系及び事業系ごみの総排出量削減、②家庭系収集ごみ排出原単位の削減
③リサイクル率

ア．民間企業との連携について

本市では既にごみ減量施策等に関する連携協定を締結しており各種施策を推進している。今後も民間企業ならではの知見や取り組みを活用した更なる連携を進めていく必要がある。

(3) その他の課題について

ア．クリーンセンターの老朽化

焼却処理施設については、基幹的設備改良工事実施による施設の延命化を行ったが、粗大ごみ・不燃物処理施設と共に老朽化がみられることから、安定稼働のための修繕等や不適切な持ち込みごみへの対策など施設への負荷低減が必要。

また、施設の更新に関しては、国が広域化・集約化を強力に推進しており、本市としても広域化を前提とした検討が必要。